

西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第14号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 特別養護老人ホーム基準条例は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214号 厚生省老人保健福祉局長通知）の例により運用するものとする。

第3条 特別養護老人ホーム基準条例第26条第2項第4号の市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。